

清水町議会全員協議会資料

平成27年9月3日
保健福祉課

清水町新型インフルエンザ等対策行動計画素案について

○清水町新型インフルエンザ等対策行動計画素案概要目次

1 行動計画策定の背景	1
(1) 世界的大流行	1
(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法	1
(3) 町行動計画	1
2 行動計画（素案）の概要	
(1) 対象となる感染症	1
(2) 対策の目的	1
(3) 発生時の被害想定	2
(4) 対策推進のための役割分担	3
(5) 行動計画主要6項目	4
(6) 各段階における対策	5
3 策定スケジュール	
① 議会全員協議会 説明	(9月3日)
② 医療懇談会 医師等より意見聴取	(9月7日) 特措法第8条第7項
③ 町民意見提出制度	(9月15日～10月14日)
④ 第2回課内策定会議	(10月15日)
⑤ 道報告	(10月30日) 特措法第8条第4項

清水町新型インフルエンザ等対策行動計画案の概要

1 行動計画策定の背景

- (1) 新型インフルエンザは10年から40年の周期で流行し、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- (2) 国は、新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国家の危機管理として対応していくため、平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）を制定し、国全体としての万全の態勢を整備した。
- (3) 「清水町新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定

特措法第8条に基づき、清水町全体の態勢を整備するため、国及び道の行動計画を基本として、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置の基本的な事項を示す町の行動計画を策定するものである。

2 行動計画（案）の概要

(1) 対象となる感染症（感染症法第6条）

① 新型インフルエンザ（感染症第6条第7項1に規定）

（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を持たないもの）

② 再興型インフルエンザ（感染症第6条第7項2に規定）

（過去大流行後に流行がなく、国民の大部分が免疫を持たないもの）

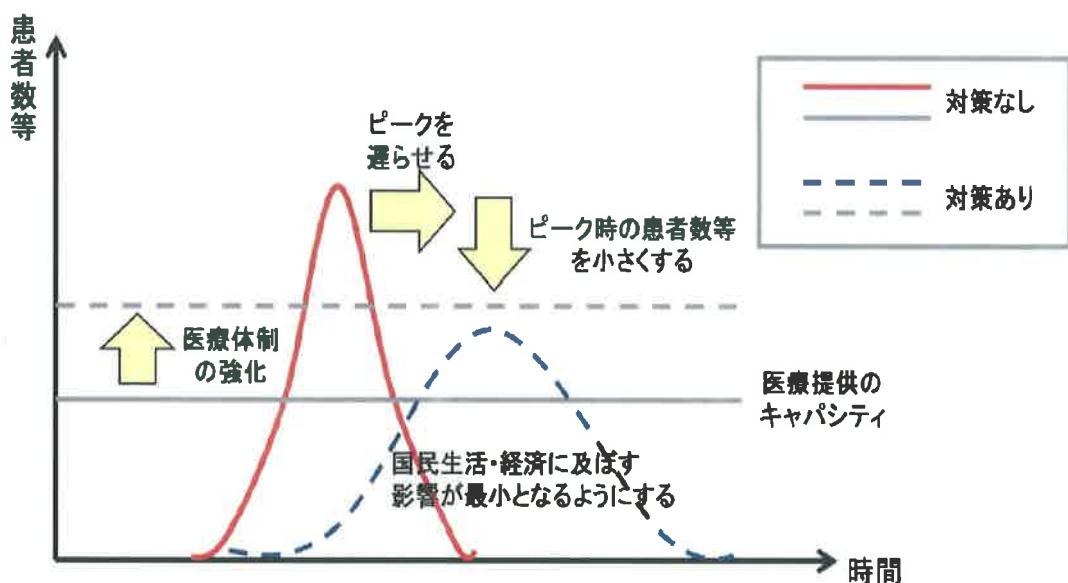
③ 新感染症（感染症第6条第9項に規定）

（未知の感染症で、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの）

(2) 対策の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- ② 町民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とする。

【対策の概要図】



(3) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

(町は国・道の推計値に準じ試算)

区分		国	北海道	十勝	清水町 (27.4.1)
人口 (H22 国調)		1億2,800万人	5,510,000人	349,000人	9,853人
感染者数 (人口の 25%)		3,200万人	1,380,000人	90,000人	2,463人
最大受診者数		2,500万人	1,075,000人	70,000人	1,921人
入院患者数	中等度	53万人	23,000人	1,500人	42人
	重 度	200万人	86,000人		154人
1日最大入院患者数	中等度	10万1千人	4,300人	280人	8人
	重 度	39万9千人	17,000人		30人
死亡者数	中等度	17万人	7,000人	480人	13人
	重 度	64万人	28,000人	1,800人	49人

(4) 対策推進のための役割分担

国	国全体の万全の態勢整備（国際連携・調査研究・ワクチン医薬品等の確保）
道	特措法及び感染症法に基づく中心的な実施主体 ・医療態勢の確保・感染拡大の抑制 (不要不急の外出自粛要請規制、行事や施設使用制限の要請規制)
町	・町民に対する予防接種 ・町民の生活支援及び発生時の要援護者支援 ・関係機関との連携
医療機関	・院内感染症対策・医療機器の確保・医療提供
指定公共機関	・特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施
登録事業者	・職場の感染予防策実施・発生時の重要業務の事業継続
一般事業者	・職場の感染防止策実施 ・感染拡大防止（一部の事業縮小・多数者が集まる事業での感染防止措置の徹底）
町民	・情報収集 ・感染対策実践（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等） ・食料品、生活必需品等の備蓄

(5) 行動計画の主要6項目

1. 実施体制	<p>★発生前⇒府内一体となった取組みの推進（情報共有・連携）</p> <p>★発生後⇒清水町新型インフルエンザ等対策本部設置 <u>（国の緊急事態宣言後）</u></p>
2. 情報提供 及び 情報共有	<p>☆適切な情報提供及び情報共有</p> <p>☆サーベイランス（感染症の発生状況の把握及び分析）</p> <p>国・道へ情報収集の協力</p>
3. 予防 及び まん延防止	<p>☆個人における対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行など基本的な感染対策の実践を促す）</p> <p>☆地域、職場における対策・緊急事態において国、道からの施設の使用制限の要請等に協力する。</p> <p>☆その他・海外発生時における水際対策に関して国、道の要請等に協力する。</p>
4. 予防接種	<p>☆特定接種（町民接種に先行して行う）～特措法第28条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が必要と認めるときの臨時予防接種を行う。 ・対象者は医療機関、新型インフルエンザ等対策の実施に関わる町職員、介護福祉事業者を含む指定公共機関の事業者、その他国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣の登録を受けて従事する者 <p>☆町民接種・臨時の予防接種（緊急事態宣言が行われている場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時接種（緊急事態宣言が行われていない場合）対象者の区分は「医学的ハイリスク者」「小児」「成人」「若年者」「高齢者」に分類 ・接種順位は国が決定する。 ・町を実施主体として、原則として集団接種により実施し、保健所との連携や医療機関との協力により円滑に実施する。
5. 医療	<p>☆未発生期における道が行う医療体制の整備に協力する。</p> <p>☆海外発生期から道内発生早期における道が行う医療体制維持・確保に協力する。</p> <p>☆道内感染期における道が行う医療体制の維持・確保に協力する。</p> <p>☆在宅療養の支援体制の整備を図る。</p>
6. 町民生活 及び 地域経済の 安定の確保	<p>☆町民生活及び経済への影響を最小限にできるよう、国、道、関係機関との連携した対策を実施する。</p> <p>☆要援護者への生活支援、適切な火葬の実施、水の安定供給、生活関連物資価格安定等、町民生活や地域経済の安定を確保するための対策を実施する</p>

(6) 各段階における対策

	未発生期	海外発生期	国内発生期	国内感染期	小康期
発生段階	新型インフルエンザ等患者が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等患者が発生した状態	国内で患者発生、全患者の接觸歴を追える状態	国内で患者発生、全患者の接觸歴を追えなくなった状態	患者発生が減少し、低水準でとどまっている状態
目的	① 発生に備えた体制整備 ② 発生の早期確認	・国内発生を遅らせる ・国内発生に備えた体制整備	・流行ピークを遅らせる ・感染拡大に備えた体制整備	・健康被害を最小限にする ・生活、経済への影響を最小限にする	・生活、経済の回復 ・流行の第二波に備える
体制	町新型インフルエンザ等対策行動計画作成～発生に備え準備 対策本部の設置	道連携により情報の共有 準備	道連携により病原体の侵入を遅らせる協力 設置	国・道・事業者等連携し、医療確保や町民生活の維持	第一波の影響からの回復、第二波に備える 解散
情報提供	情報収集・情報提供・共有（最新情報、町対応、感染予防策等）	設置			縮小
まん延防止	感染対策用資器材等の備蓄配備 感染予防策等の周知				第二波に備える 第二波に備える
予防接種	特定接種の実施及び準備 住民予防接種	※国が緊急と認めた場合 準備	準備	実施	
医療	帰国者・接触者等、相談センター周知 在宅療養の支援準備			医療機関で診療、重傷者のみ入院	通常の診療
生活安定	① 要援護者の生活支援（見回り・訪問診療・食事提供）、食料品、生活必需品等の備蓄、配布。 ② 病院搬送、死亡時対応。 ③ 火葬の対応、実施。				

目 次

第 1 はじめに	1
1 清水町新型インフルエンザ等対策行動計画策定の背景	1
2 取組の経緯	1
第 2 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本方針	4
1 対策の目的及び基本的な戦略	4
2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	8
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	9
5 対策推進のための役割分担	12
6 行動計画の主要 6 項目	15
(1) 実施体制	15
(2) 情報提供・共有	16
(3) 予防・まん延防止	19
(4) 予防接種	21
(5) 医療	26
(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	28
第 3 各論 各段階における対策	29
1 未発生期	29
(1) 実施体制	30
(2) 情報提供・共有	30
(3) 予防・まん延防止	31
(4) 予防接種	32
(5) 医療	34
(6) 町民生活及び地域経済の確保	38
2 海外発生期	40
(1) 実施体制	41
(2) 情報提供・共有	41
(3) 予防・まん延防止	42
(4) 予防接種	42
(5) 医療	42
(6) 町民生活及び地域経済の確保	44

3 国内発生早期	4 5
(1) 実施体制	4 6
(2) 情報提供・共有	4 6
(3) 予防・まん延防止	4 6
(4) 予防接種	5 0
(5) 医療	5 2
(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	5 3
4 国内感染期	5 5
(1) 実施体制	5 6
(2) 情報提供・共有	5 6
(3) 予防・まん延防止	5 6
(4) 予防接種	5 6
(5) 医療	5 7
(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	5 9
5 小康期	6 1
(1) 実施体制	6 1
(2) 情報提供・共有	6 2
(3) 予防・まん延防止	6 2
(4) 予防接種	6 2
(5) 医療	6 2
(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	6 2
6 対策を実施するための事務分掌	6 3

付属資料

1 用語解説	6 6
2 清水町新型インフルエンザ等対策本部条例	7 2
3 清水町新型インフルエンザ等対策本部組織図	7 4